

●食育ピクトグラム

★生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進



笑顔と口を開けている顔



朝日とご飯



食事バランスガイドコマ



体重計



よくかんで食べる子ども



清潔な手



ペットボトルと缶詰

★持続可能な食を支える食育の推進



食べ残したお皿



海・山と生産者



作物を持つ手



茶碗とお箸

★全体の総括



食育の輪を広げる

食育ピクトグラムのコンセプト

【目的】

食育の取組を誰にでもわかりやすく発信するため、ピクトグラムを作成し、多くの人に使用してもらうことにより、より効果的な食育を進めることを目的とする。

【対象者】

消費者及び食育に携わる関係者

【考え方】

食育推進基本計画の1次から3次まで目標に掲げられていて、4次計画でも重点事項（案）に取り上げられている、普遍的に取り組むべき項目から食育推進基本計画の1次から3次まで目標に掲げられているものと4次計画で重点事項に取り上げられている項目から選択

	カテゴリー	キャッチコピー案	デザイン	内容
①	共食	みんなで楽しく食べよう	笑顔と口を開けている顔	家族や仲間と、会話を楽しみながら食べる食事は、心も体も元気にします。
②	朝食欠食の改善	朝ご飯を食べよう	朝日とご飯	朝食の摂取は、健康的な生活習慣につながります。
③	栄養バランスの良い食事	バランスよく食べよう	食事バランスガイドコマ	主食・主菜・副菜の組み合わせた食事で、バランスの良い食生活になります。
④	生活習慣病の予防	太りすぎない やせすぎない	体重計	適正体重の維持や減塩に努めて、生活習慣病を予防します。
⑤	歯や口腔の健康	よくかんで食べよう	よくかんで食べる子ども	よくかんで食べることにより歯の発達・維持、食べ物による窒息を防ぎます。
⑥	食品の安全性の確保等	手を洗おう	清潔な手	食品の安全性等についての基礎的な知識をもち、自ら判断し、行動する力を養います。
⑦	災害への備え	災害にそなえよう	ペットボトルと缶詰	いつ起こるかもしれない災害を意識し、非常時のための食料品を備蓄しておきましょう。
⑧	環境との配慮（調和）	食べ残しをなくそう	食べ残したお皿	SDGsの目標である持続可能な社会を達成するため、環境に配慮した農林水産物・食品を購入したり、食品ロスの削減を進めたりします。
⑨	地産地消等の推進	産地を応援しよう	海・山と生産者	地域でとれた農林水産物や被災地産食品等を消費することは、食を支える農林水産業や地域経済の活性化、環境負荷の低減につながります。
⑩	農林漁業体験	食・農の体験をしよう	作物を持つ手	農林漁業を体験して、食や農林水産業への理解を深めます。
⑪	日本の食文化の継承	和食文化を伝えよう	茶碗とお箸	地域の郷土料理や伝統料理等の食文化を大切にして、次の世代への継承を図ります。
⑫	食育の推進	食育を推進しよう	食育の輪を広げる	生涯にわたって心も身体も健康で、質の高い生活を送るために「食」について考え、食育の取組を応援します。

食育ピクトグラム利用規約

第1 趣旨

本規約は、農林水産省が著作権法（昭和45年法律第48号）第61条第1項の規定により著作者から著作権を譲り受けた「食育ピクトグラム」（以下「ピクトグラム」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 ピクトグラムの目的

ピクトグラムは、食育の取組を分かりやすく単純化して表現したものであり、食育に関心の低い者も含め、幅広く、食育の取組についての情報発信、普及・啓発を行うことを目的として定めるものとする。

第3 図柄及び利用上の注意事項

- (1) ピクトグラムのデザインは、別図のとおりとする。
- (2) ピクトグラムを利用する者（以下「利用者」という。）は、食育の取組についての情報発信及び普及・啓発を目的として、資材、食品等の商品の包装、ポスター、リーフレット、店頭のPOP、ウェブページ、書籍、名刺等にピクトグラムを個々又は一括で表示することができる。
- (3) 利用者は、ピクトグラムを改変して利用してはならない。ただし、印刷物又は容器包装のデザイン上、モノクロを選択しても差し支えない。
- (3) 利用者は、ピクトグラム本体に重ならない範囲で、上下左右に文字を書き込んで利用することができる。ただし、併記する文字は、第2の目的及び各ピクトグラムが示す趣旨を逸脱してはならない。
- (4) 利用者は、新たなピクトグラムを追加してはならない。

第4 利用料

ピクトグラムの利用料は、無料とする。

第5 著作権及び禁止事項

- (1) ピクトグラムに関する著作権は、農林水産省が有する。
- (2) ピクトグラムの商標登録の出願をしてはならない。また、ピクトグラムと誤認される類似のマークについて、利用し、又は商標登録の出願をしてはならない。

第6 利用者の義務等

- (1) 利用者は、関係法規を遵守するとともに、ピクトグラムの機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとし、次のアからオまでのいずれかに該当する場合は、ピクトグラムを利用することはできない。
- ア 特定の政治、宗教、募金の活動、反社会的勢力に関するものに利用すること。
 - イ 公序良俗に反するものに利用すること。
 - ウ 法令・規制等に違反するものに利用すること。
 - エ 本規約に反して利用すること。
 - オ その他、第2の目的等に照らし、消費者行政・食育課が不適切と認める場合。
- (2) 利用者は、第三者が著作権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに消費者行政・食育課に通知するものとする。
- (3) 利用者は、ピクトグラムの利用に関し、第三者との係争、審判、訴訟等が生じたときは、その対応をその都度消費者行政・食育課と協議して決定するものとし、当該係争、審判、訴訟等に要した費用は、利用者が負担するものとする。
- (4) 利用者が、ピクトグラムを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、農林水産省は一切の責任を負わない。

第7 利用期間

利用期間は設けないこととする。ただし、消費者行政・食育課は、ピクトグラムの改変等の事由により、ピクトグラムの利用に係る状況の変化が生じた場合は、利用者に対し、ピクトグラムの利用を終了する旨を指示することができる。

(附則)

本規約は、令和3年2月9日から施行する。

(問合わせ先)

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課 TEL 03-6744-1971